

本人確認（番号確認+身元確認）書類チェックリスト

● 御本人（患者又は保護者）がお手続される場合

番号確認書類	身元確認書類
☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） <u>（両面）</u> 	
【以下のうち、<u>いずれか1点</u>】  ・ 通知カード ※令和2年5月25日以降は、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能。 ・ 住民票等（個人番号が記載されたものに限る。） （注）<u>世帯全員の記載があるもの</u>を提出してください。	【以下のうち、<u>いずれか1点</u>】 運転免許証 / 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。） / 旅券（パスポート） / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 療育手帳 / 在留カード / 特別永住者証明書 / 写真付き学生証・身分証明書・社員証・写真付き資格証明書など 【上記が困難な場合、以下のうち、<u>いずれか2点</u>】 ・ 公的健康保険証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証）（令和7年12月2日以降すべての保険証が不可） ・ 健康保険の資格確認書 ・ 介護保険書 ・ 住民票等（番号確認書類として使用した場合は併用不可） （注）<u>世帯全員の記載があるもの</u>を提出してください。 ・ 国民年金手帳 ・ （特別）児童扶養手当証書 ・ 写真なし学生証・身分証明書・社員証・資格証明書（指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、生活保護受給証、恩給等の証書等）・公的書類など

※ 本人確認書類は、申請者（患者又は保護者）の方の分のみを、窓口にお越しいただく場合は原本を提示、郵送による場合はその写しを提出してください。

● 代理の方がお手続きされる場合

代理権の確認書類	代理人の身元確認書類	御本人（患者又は保護者）の番号確認書類 ※ コピー可
☐ （法定代理の場合） 戸籍謄本、登記事項証明書 その他資格を証明する書類 ☐ （任意代理の場合） 委任状	☐ 【以下のうち、<u>いずれか1点</u>】 個人番号カード（マイナンバーカード）／ 運転免許証／ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。） ／ 旅券（パスポート）／ 身体障害者手帳／ 精神障害者保健福祉手帳／ 療育手帳／ 在留カード／ 特別永住者証明書／ 写真付き学生証・身分証明書・社員証・資格証明書など ☐ 【上記が困難な場合、以下のうち、<u>いずれか2点</u>】 ・ 公的健康保険証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証）（令和7年12月2日以降すべての保険証が不可） ・ 健康保険の資格確認書 ・ 介護保険書 ・ 住民票等 ☐ （注）<u>世帯全員の記載があるもの</u>を提出してください。 ・ 国民年金手帳 ・ （特別）児童扶養手当証書児童扶養手当証書 ・ 写真なし学生証・身分証明書・社員証・資格証明書（指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、生活保護受給証、恩給等の証書等）・公的書類など	☐ 【以下のうち、<u>いずれか1点</u>】 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 通知カード ※令和2年5月25日以降は、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能。 ☐ 住民票等（個人番号が記載されたものに限る。） （注）<u>世帯全員の記載があるもの</u>を提出してください。

※ 患者が18歳未満であって保護者が申請する場合は、代理人による申請には当たりません。前掲「● 御本人（患者又は保護者）がお手続きされる場合」を参照してください。

■ 留意事項

(全 般)

- 書類に不備不足等がある場合は、追加書類の提出を求めることや内容に関してお問合せさせていただくことがあります。
- 本人確認書類として、住民票等を使用する場合などで、本手続に必要な方の個人番号が記載されているときは、その方の個人番号部分を復元できない程度にマスキング等をしてください。なお、マスキング等がされていない場合は、職員が責任をもってマスキング等をさせていただきます(個人番号記載票についても同様の対応をさせていただきます。)

(本人確認)

- 本人確認書類は、申請者の方（患者又は患者が 18 歳未満の場合は保護者）の分のみを提出してください。なお、申請者以外の方については、申請者の方が適切に本人確認を行っていただき、個人番号記載票に誤りのないよう記入してください。
- 代理の方がお手続される場合は、代理の方の代理権の確認書類・身元確認書類と御本人（患者又は保護者）の番号確認書類（コピー可）が必要となります（「○ 代理の方がお手続される場合」を参照）。なお、患者が 18 歳未満であって保護者が申請する場合は、代理人による申請には当たりません。
- 御家族の方などが単に書類を提出するためだけに窓口にお越しいただく場合は、御本人（患者又は保護者）の分の本人確認書類（コピー）のみが必要となります。

(本人確認書類の取扱い)

- 本人確認書類は、窓口にお越しいただく場合は原本を提示、郵送による場合はその写しを提出してください。
- 身元確認書類は、番号確認書類に記載された(i)氏名、(ii)生年月日又は住所が記載されているものに限りです。
- 書類に有効期間が設定されている場合は、申請日時点において有効であるものに限りです。
- 通知カードは身元確認書類としてはお取り扱いできません。
- 番号確認書類と身元確認書類は併用できません。ただし、個人番号カード（マイナンバーカード）は、一枚で本人確認が可能です。

(例) 番号確認書類として住民票等を使用した場合は、身元確認書類として併用不可